

字加入
字削除

白石

黒石

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 元 年 1 月 4 日

青森県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者	申 請 者 住 所				職 業	氏 名			印
譲受人	黒石市大字山形町10番地				会社員	白 石 次 郎			白石
譲渡人	黒石市大字市ノ町11番地1号				農 業	黒 石 太 郎			黒石

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の所在等

(市町村名) 黒石市			地 目		面 積 (㎡)	利用 状況	10a当 り普通 収穫高	耕作者氏名	市街化調整区域、 その他の区域の別
大 字	字	地 番	登記簿	現況					
山形町		100	田	田	450	水田	600	黒石太郎	その他の区域
転用申請土地の登記事項の内容及び現況を記載					黒石市は市街化調整区域が無いのでその他の区域と記載				
計					450	㎡ (田	450	㎡・畑	㎡)

2 転用計画

(1)転用の目的	用途	事由の詳細									
	宅地	住宅・車庫建設用地として (移転先敷地)									
(2)事業の操業期間 又は施設の利用 期間	令和 元 年 4 月 1 日から 永久 年間										
(3)転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計	第1期 (着工 元 年 6 月 1 日 から 元 年 10 月 31 日)	第2期 (着工 年 月 日 から 年 月 日)		合 計						
		名称	棟 数	建築 面積	所要面積	棟 数	建築 面積	所要面積	棟 数	建築 面積	所要面積
		土地造成			450 ㎡						450 ㎡
		建 築 物	居宅 車庫	1 1	198 ㎡ 60 ㎡				1 1	198 ㎡ 60 ㎡	
		小 計		2	258 ㎡	450 ㎡			2	258 ㎡	450 ㎡
		工 作 物									
	小 計										
計		2	258 ㎡	450 ㎡				2	258 ㎡	450 ㎡	

3 契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定・移転	許 可 日	永 久 年	

字加入
字削除

白石

黒石

4 資金調達についての計画

自己資金及び借入金

記載例

5 転用することによって生ずる近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要

生活排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流する。
また、隣地に影響を及ぼさないよう擁壁を設置し土留め対策を講ずる。

6 その他参考となるべき事項

☒ 都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものである。
法第29条第 号該当
法第43条第1項第 号該当
☐ 都市計画法第29条の開発許可を要するものである。
法第34条第 号該当

記載注意

(1) 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
(2) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の名称をそれぞれ記載する。
(3) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。

指令第 号

農地法第5条第1項の規定により次のとおり条件を付して許可します。

令和 年 月 日

青森県知事

印

許可の条件

1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

〔教 示〕

1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 意 事 項

許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。